

## 令和4年度下半期 三鷹市下水道事業の業務状況

### 1 事業の概況

令和4年度の下水处理の状況は、下半期の処理水量 12,510,020 立法メートル、年間で 26,913,953 立法メートルとなりました。前年度の処理水量 28,877,487 立法メートルと比べ、1,963,534 立法メートル (6.8%) 減少しました。

経理の状況では、収益的収支の主な収入である下水道使用料調定額は、下半期で 907,957,674 円、年間で 1,820,022,001 円になり、前年度の下水道使用料調定額 1,877,488,220 円と比べ、57,466,219 円 (3.1%) 減少しました。一方、収益的収支の主な支出の執行額は、流域下水道等処理費が下半期で 613,375,477 円、年間で 834,625,216 円、東部水再生センター維持管理費を含む処理場費がそれぞれ 385,824,305 円、587,826,141 円、公共下水道使用料徴収経費を含む総係費がそれぞれ 186,530,392 円、378,097,936 円となりました。

資本的収支の主な収入の執行額は、企業債が下半期、年間ともに 853,500,000 円となりました。資本的収支の主な支出の執行額は、東部水再生センター長寿命化改修工事を含む施設改良費が下半期で 939,832,200 円、年間で 991,569,600 円、企業債元金償還金がそれぞれ 364,585,402 円、722,826,369 円となりました。

### 2 経理の状況

#### (1) 収益的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	4年度決算額	執行率
営業収益	2,898,346	820,505	28.31%	2,697,520	93.07%
下水道使用料	1,840,121	907,958	49.34%	1,820,022	98.91%
他会計負担金	1,012,395	-131,256	-12.96%	833,122	82.29%
受託事業収益	44,785	43,438	96.99%	43,438	96.99%
その他営業収益	1,045	365	34.93%	938	89.76%
営業外収益	614,268	515,792	83.97%	631,850	102.86%
施設使用料	1	1	100.00%	1	100.00%
受取利息及び配当金	1	3	300.00%	6	600.00%
他会計補助金	255,758	116,004	45.36%	232,009	90.71%
長期前受金戻入	358,477	358,688	100.06%	358,688	100.06%
消費税及び地方消費税還付金	0	41,062	皆増	41,062	皆増
雑収益	31	34	109.68%	84	270.97%

支出

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	4年度決算額	執行率
営業費用	3,026,676	2,157,650	71.29%	2,847,821	94.09%
管渠費	160,480	114,769	71.52%	150,403	93.72%
ポンプ場費	101,144	57,937	57.28%	97,655	96.55%
処理場費	601,759	385,824	64.12%	587,826	97.68%
総係費	407,600	186,531	45.76%	378,098	92.76%
流域下水道等処理費	956,479	613,375	64.13%	834,625	87.26%
減価償却費	799,147	799,147	100.00%	799,147	100.00%
資産減耗費	67	67	100.00%	67	100.00%
営業外費用	205,971	114,250	55.47%	202,780	98.45%
支払利息及び企業債取扱諸費	142,505	68,065	47.76%	139,314	97.76%
消費税及び地方消費税	63,362	46,081	72.73%	63,362	100.00%
雑支出	104	104	100.00%	104	100.00%
特別損失	65	23	35.38%	50	76.92%
過年度損益修正損	65	23	35.38%	50	76.92%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%
予備費	3,000	0	0.00%	0	0.00%

(2) 資本的収支の状況

収入

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	4年度決算額	執行率
企業債	1,145,200	853,500	74.53%	853,500	74.53%
企業債	1,145,200	853,500	74.53%	853,500	74.53%
国庫補助金	525,174	-57,080	-10.87%	337,287	64.22%
国庫補助金	525,174	-57,080	-10.87%	337,287	64.22%
都補助金	22,573	-2,012	-8.91%	14,868	65.87%
都補助金	22,573	-2,012	-8.91%	14,868	65.87%
他会計補助金	58,287	20,460	35.10%	20,460	35.10%
他会計補助金	58,287	20,460	35.10%	20,460	35.10%
負担金等	21,169	21,245	100.36%	21,413	101.15%
受益者負担金	512	612	119.53%	780	152.34%
工事負担金	20,657	20,633	99.88%	20,633	99.88%

支出

単位：千円

科目	予算現額	下半期執行額	執行率	4年度決算額	執行率
建設改良費	1,713,858	1,132,210	66.06%	1,207,263	70.44%
事務費	46,196	22,147	47.94%	39,080	84.60%
施設建設費	420,543	170,230	40.48%	176,613	42.00%
施設改良費	1,247,119	939,833	75.36%	991,570	79.51%
流域下水道建設費負担金	40,354	18,649	46.21%	26,055	64.57%
流域下水道建設費負担金	40,354	18,649	46.21%	26,055	64.57%
企業債償還金	722,827	364,585	50.44%	722,826	100.00%
建設企業債元金償還金	722,827	364,585	50.44%	722,826	100.00%

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和5年度三鷹市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| (1) 行政区域内人口     | 190,000人                  |
| (2) 年間総排水量      | 28,877,000 m <sup>3</sup> |
| (3) 一日平均排水量     | 79,100 m <sup>3</sup>     |
| (4) 主要な建設改良事業   |                           |
| ア 管渠整備事業        | 386,683千円                 |
| イ 処理場及びポンプ場整備事業 | 877,682千円                 |
| ウ 流域下水道建設事業     | 45,050千円                  |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,598,271千円
第1項 営業収益		2,918,395千円
第2項 営業外収益		679,876千円

		支	出
第1款	下水道事業費用		3,336,678千円
第1項	営業費用		3,133,226千円
第2項	営業外費用		200,371千円
第3項	特別損失		81千円
第4項	予備費		3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 704,748千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 95,664千円、損益勘定留保資金 457,789千円及び当年度利益剰余金 151,295千円で補てんするものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		1,722,010千円
第1項	企業債		1,296,200千円
第2項	国庫補助金		276,133千円
第3項	都補助金		11,530千円
第4項	他会計補助金		64,869千円
第5項	負担金等		73,278千円

		支	出
第1款	資本的支出		2,426,758千円
第1項	建設改良費		1,658,592千円
第2項	流域下水道建設費負担金		45,050千円
第3項	企業債償還金		723,116千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム利用料	令和6年度から 令和10年度まで	千円 15,136
東部水再生センター長寿命化改修事業	令和6年度	424,930

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設事業	千円 1,296,200	証書借入又は証券発行による。事業進捗、市財政その他の都合により、起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	% 4.5以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れのときから据置きを含み40年以内に償還する。ただし、市財政その他の都合により、据置期間及び償還年限を短縮し、若しくは繰上償還又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(2) 建設改良費、流域下水道建設費負担金及び企業債償還金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 199,116千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は393,988千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち、151,295千円は、次のとおり処分するものとする。

(1) 資本的収支不足額に対する補てん財源 151,295千円